



薬生発0328第7号
平成29年3月28日

各都道府県知事殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

「都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第90号)が告示され、平成29年4月1日から適用されることとなつたため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1 告示の改正の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第80条第2項第5号の規定に基づき都道府県知事に承認の権限が委任されている医薬部外品のうちビタミン含有保健剤について、その委任の範囲を次のとおり改正したこと。

(1) 剤形

剤形にゼリー状ドロップ剤を追加したこと。

(2) 効能及び効果の範囲

効能及び効果の範囲を次のとおりとし、ウ又はエを承認する場合は、申請に基づき効能及び効果の具体例（別添別表第十三の二参照）を併せて承認することを可能としたこと。

ア 体力、身体抵抗力又は集中力の維持・改善

イ 疲労の回復・予防

ウ 虚弱体质（加齢による身体虚弱を含む。）に伴う身体不調の改善・予防

エ 日常生活における栄養不良に伴う身体不調の改善・予防

オ 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給

(3) その他

日本薬局方の改正等に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン含有保健剤の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。

○厚生労働省告示第九十号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成六年厚生省告示第一百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあつたビタミン含有保健剤の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十九年三月二十八日
第七号中「製剤をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「内用液剤の剤型」を「経口液剤の剤形」に改める。

第十三号中「錠剤」の下に「ゼリー状ドロップ剤」を加え、「内用液剤の剤型」を「経口液剤の剤形」に改め、同号二を次のように改める。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、次に掲げる範囲とする。ただし、別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を効能及び効果としない。また、(3)については別表第十三の二のIからIVまでに掲げる有効成分のいずれかを一種以上配合する場合に、(4)については同表のIIからVIまでに掲げる有効成分のいずれかを一種以上配合する場合に、同表のそれぞれの区分に掲げる効能及び効果を例示として付記することができる。

(1) 体力、身体抵抗力又は集中力の維持・改善

疲労の回復・予防

(2) 虚弱体質（加齢による身体虚弱を含む。）に伴う身体不調の改善・予防

(3) 日常生活における栄養不良に伴う身体不調の改善・予防

(4) 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給別表第六中「以下」の下に「この表において」を加え、「I、II、III」を「IからIIIまで」に改める。

別表第十三を次のように改める。

B 項	A 項	区分	有効成分名	I		II		III		IV		V		VI		VII		VIII	
				一日最大分量	mg	一日最小分量	mg												
オクトチアミン	硝酸ビスチアミン	二五 mg	(一〇 mg)																
シコチアミン	セトチアミン塩化物塩酸塩	二五 mg	(一〇 mg)																
チアミンジスルフィド	チアミンジセチル硫酸エース	二五 mg	(一〇 mg)																
チアミン硝化物	チアミン塩酸塩	二五 mg	(一〇 mg)																
ビスイブチアミン	ビスベンチアミン	二五 mg	(一〇 mg)																
フルスルチアミン	フルスルチアミン塩酸塩	二五 mg	(一〇 mg)																
ベンフオチアミン	ベンフオチアミン	二五 mg	(一〇 mg)																
アスコルビルビン酸カルシウム	アスコルビルビン酸カルシウムナトリウム	五〇〇 mg	五〇〇 mg	六〇 µg	六〇 µg	六〇 µg	六〇 µg	一〇〇 mg	一〇〇 mg										
アスコルビン酸カルシウム	アスコルビン酸カルシウムナトリウム	五〇〇 mg	五〇〇 mg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	五 mg	五 mg										

VIII	VII			IV		III		II		I	
				B 項	A 項	V	IV	III	II	I	
アスコルビルビン酸	アスコルビルビン酸カルシウム	五〇〇 mg	五〇〇 mg	六〇 µg	六〇 µg	六〇 µg	六〇 µg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg
アスコルビン酸ナトリウム	アスコルビン酸カルシウムナトリウム	五〇〇 mg	五〇〇 mg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg
ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン酢酸	五〇〇 mg	五〇〇 mg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg
塩	塩	五〇〇 mg	五〇〇 mg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg
シアノコバラミン	シアノコバラミン	五〇〇 mg	五〇〇 mg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg
ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン	五〇〇 mg	五〇〇 mg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	一一一 µg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg

E項	D項	C項	B項										
ガンマオリザノール	オロチノ酸 オロチノ酸コリン	物L-シスステイン塩酸塩水和	ウルゾテオキシコール酸	L-リシン塩酸塩	DL-メチオニン ヨークレシチン	L-ヒスチジン塩酸塩水和	タウリン	ジクロロ酢酸ジイソプロピ ルアミン	重酒石酸コリン	グリシン	L-アスパラギン酸力トリ ウム	二五mg	二〇〇mg
一〇mg	一五mg	二〇〇mg	一六〇mg	六〇mg	二四〇mg	一〇〇mg	一一〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	三〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg
五ng	六〇mg	三〇mg	一〇mg	一四mg	一一〇mg	二·四mg	六mg	八mg	六mg	七·五mg	二·五〇mg	一〇mg	五mg

X (生葉)	F 項									
	K 項	J 項	I 項	H 項	G 項					
コウジン	アセニヤク ウイキョウ オウセイ 加工ダイサン (オキソアミ)	六〇〇 mg 六〇〇 mg 一五〇〇 mg 二〇〇〇 mg	六〇〇 mg 二〇〇 mg 一五〇 mg 一五〇 mg	一一〇 mg 一五〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg	五〇〇 mg 二〇〇 mg 五〇〇 mg 五〇〇 mg	九〇〇 mg 五〇〇 mg 一〇〇〇 mg 一〇〇〇 mg	一〇〇〇 mg 一〇〇〇 mg 一〇〇〇 mg 一〇〇〇 mg	一〇〇 mg 一〇〇 mg 一〇〇 mg 一〇〇 mg	三〇〇 mg 三〇〇 mg 三〇〇 mg 三〇〇 mg	三〇〇 mg 三〇〇 mg 三〇〇 mg 三〇〇 mg
ケイヒ	ガラナ カンゾウ	五二五 mg 五〇〇 mg	四五〇 mg 一七・八 mg	一・二 mg 一・二 mg	五〇 mg 五〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg	三〇 mg 三〇 mg	三〇 mg 三〇 mg
クコシ		一五〇〇 mg 一五〇〇 mg	二四〇〇 mg 二〇〇〇 mg	一・五 mg 一・五 mg	六 mg 六 mg	一一〇 mg 一一〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg	三〇 mg 三〇 mg	三〇 mg 三〇 mg
エキスの場合	エキスの場合 粉末の場合 エキスの場合 エキスの場合	四五〇・五 mg 四五〇 mg 一七・八 mg 五〇〇 mg	四五〇 mg 一・五 mg 一・五 mg 五〇 mg	五〇 mg 五〇 mg 五〇 mg 五〇 mg	五〇 mg 五〇 mg 五〇 mg 五〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg	三〇 mg 三〇 mg 三〇 mg 三〇 mg	三〇 mg 三〇 mg 三〇 mg 三〇 mg
粉末の場合	エキスの場合 エキスの場合 エキスの場合 エキスの場合	一三・七 mg 一五〇〇 mg 一五〇〇 mg 一五〇〇 mg	二四〇〇 mg 二〇〇〇 mg 二〇〇〇 mg 二〇〇〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg	一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg 一一〇 mg	三〇 mg 三〇 mg 三〇 mg 三〇 mg	三〇 mg 三〇 mg 三〇 mg 三〇 mg

粉末の場合	二七 mg	粉末の場合	二 mg
エキスの場合	一〇〇 mg	エキスの場合	三 mg
エキスの場合	八〇〇 mg	エキスの場合	二〇〇 mg
粉末の場合	三〇 mg	粉末の場合	三 mg
エキスの場合	二〇〇 mg	エキスの場合	二〇〇 mg
エキスの場合	一一〇 mg	エキスの場合	一一 mg
粉末の場合	四七・五 mg	粉末の場合	四 mg
エキスの場合	一〇〇〇 mg	エキスの場合	一〇〇 mg
エキスの場合	一〇〇〇 mg	エキスの場合	一〇〇 mg
エキスの場合	一五〇 mg	エキスの場合	一五 mg
粉末の場合	五〇 mg	粉末の場合	五 mg
エキスの場合	七五〇 mg	エキスの場合	七五 mg
エキスの場合	一〇〇 mg	エキスの場合	一〇 mg
粉末の場合	一〇〇 mg	粉末の場合	一〇〇 mg
エキスの場合	六〇〇 mg	エキスの場合	六〇 mg
粉末の場合	三〇〇 mg	エキスの場合	三〇 mg
エキスの場合	五〇〇 mg	粉末の場合	五 mg
粉末の場合	六〇〇 mg	エキスの場合	六〇 mg
エキスの場合	三〇〇 mg	エキスの場合	三〇 mg
粉末の場合	二五〇〇 mg	粉末の場合	二五〇 mg
エキスの場合	五〇 mg	粉末の場合	五 mg
粉末の場合	三〇〇 mg	エキスの場合	五 mg
エキスの場合	一・五 g	粉末の場合	五 mg
粉末の場合	四〇〇 mg	エキスの場合	五 mg
エキスの場合	五五〇 mg	粉末の場合	〇・六 g
粉末の場合	三〇〇 mg	粉末の場合	〇・三 g
エキスの場合	七五〇 mg	エキスの場合	四〇 mg
粉末の場合	一・五 mg	粉末の場合	三 mg
エキスの場合	一〇〇 mg	エキスの場合	七五 mg
粉末の場合	三 g	エキスの場合	一・〇 g
エキスの場合	三〇〇 mg	粉末の場合	〇・三 g
五〇〇 mg	エキスの場合	三〇 mg	
(注) 3 中「硝酸又は塩酸チアミン」を「チアミン塩化物塩酸塩又はチアミン硝化物」に改め、(注) 4 中「塩酸ジセチアミン」を「セトチアミン塩酸塩水和物」に、「塩酸チアミン」を「チアミン塩化物塩酸塩」に改め、(注) 5 中「塩酸フルルチアミン」を「フルルチアミン塩酸塩」に改め、(注) 6 中「リノボラビンナトリウム」を「リボラビンリン酸エステルナトリウム」に改め、(注) 7 中「酢酸レチノール、バルミチン酸レチノール、ビタミンA油」を「ビタミンA油、レチノール酢酸エステル、レチノールバルミチン酸エステル」に改め、(注) 8 中「コハク酸di-ε-トコフェロールカルシウム」を「トコフェロールコハク酸エステルカルシウム」に改め、(注) 9 中「酢酸ヒドロキソ」	サフラン サンザシ サンヤク シゴカ シャクヤク シユクシャ ショウキヨウ ショテイシ セイヨウサンザン タイソウ チヨウジ チンビ トウキ トシシ トチュウ ニクジュヨウ ニンジン ニンニク ムイラブアマ モツコウ ブクリヨウ ヤクチ ヨクイニン リュガソニク ローヤルゼリー		

「コバラミン」を「ヒドロキソコバラミン酢酸塩」に改め、(注) 13 中「ダルコン酸カルシウム」を「ダルコン酸カルシウム水和物」に、「乳酸カルシウム及び無水リノ酸水素カルシウム」を「乳酸カルシウム水和物」に、「無水リノ酸水素カルシウム及びリノ酸水素カルシウム水和物」に改める。

別表第十三の二

区分	効能及び効果	有効成分名
I	肩、首、腰又は膝の不調 が力疲れがない、身体が重い、身体 がだらりとい、身體が重い、身体	コバラミンを「ヒドロキソコバラミン酢酸塩」に改め、(注) 13 中「ダルコン酸カルシウム」を「ダルコン酸カルシウム水和物」に、「乳酸カルシウム及び無水リノ酸水素カルシウム」を「乳酸カルシウム水和物」に、「無水リノ酸水素カルシウム及びリノ酸水素カルシウム水和物」に改める。 別表第十三の二

XI	X
目の疲れ	二日酔いに伴う食欲の低下、だるさ
表のI 成分のうち クコシ 有効成分に 若しくはⅣ に掲げる有 効成分又は 表のXに掲 げる有効成 分のうちガラ ナを配合す る場合には、 別表第十三の 二の規定にか かわらず、「寝 付きが悪い、 眠りが浅い、 目覚めが悪い」 を効能及び効 果としない。	別表第十三のXのJ項に掲げる有効成分又は同表のXに掲げる有効成分のうちガラナを配合する場合には、別表第十三の二の規定にかかわらず、「寝付きが悪い、眠りが浅い、目覚めが悪い」を効能及び効果としない。